

○柿沢主査代理 これにて住吉寛紀君の質疑は終了いたしました。

次に、山井和則君。

○山井分科員 よろしくお願ひいたします。

三十分間、小倉大臣に、子供予算、子供の貧困対策などを質問をさせていただきます。

まず最初に少しだけ自己紹介をさせていただきますと、私も大学院で化学の研究をやっておりまして、理系でありますけれども、こうやって政治家になった理由は、私、学生時代、母子寮、母子生活支援施設というところで、六年間、週に二日、子供さんたちと遊ぶボランティアをやっておりました。

そこで、虐待をされたお子さん、貧困家庭、崩壊家庭のお子さんたちと六年間遊ぶ中で、高校に行ったけれども経済的理由で中退せざるを得なくなった、専門学校や大学に行きたいけれども家庭の事情で行けない、そういうお子さんたちに多数出会ってきましたし、また、お母さんたちも、母子生活支援施設ですから、DV被害のお母さんたちもたくさんおられましたけれども、正社員になりたいけれどもなかなかなくて、働いても働いてもお子さんたちに十分な教育費を出せない。

そういう子供たちと接する中で、ちょっと理系の道を諦めまして、こういう政治の世界に入ったわけでありませう。それから約四十年間、私はずっとやはりそういう弱い立場の貧困家庭のお子さんたちの支援を取り組んできましたし、今で八期二十三年になります。

そういう中で、ちょっと失礼だったらお許しいただきたいんですけども、私、今回の異次元の少子化対策、今日の配付資料にもたくさん入れさせていただきましたけれども、例えば今回の異次元の少子化対策、約八兆円ということも言われておるんですね。六ページ目にございますけれども、少子化対策総額八兆円、児童手当とか様々なプランが入っております。

この中で、小倉大臣、私が非常に気になっているのは、低所得家庭あるいは一人親家庭、貧困家庭のお子さんや保護者の方々が一番大きな要望が入っていないんじゃないかと思うんですね。

それはどういうことかといいますと、配付資料を見ていただきたいんですけども、配付資料の四ページ、もちろん小倉大臣も把握はされていると思います。この四ページにありますように、あすのば、キッズドア、しんぐるまざあず・ふぉーらむ、セーブ・ザ・チルドレンなどの団体が要望書を出しております。その中の三番目、児童扶養手当の増額と所得制限の緩和をとということをおっしゃっているんですね。

私もそういう貧困家庭の支援をライフワークとしておりまして、十年前には超党派で子どもの貧困対策法も成立をしました。今年六月で十周年になります。小倉大臣にも力を入れていただいておりますが、子供の貧困対策、その方々のやはり経済的支援、もちろん就労支援とか様々なこともやっていただかなきゃいけないんですけども、お金がないんですね。

それで、今回も、過去三年間、コロナ禍で六回低所得家庭への給付金を、これは超党派の取組、あるいは政府の取組、議員立法で実現をして、今もう六回目、給付金が五万円、一人当たり行われております。でも、何回単発の給付金を出すんだ、恒久政策として低所得の子育て家庭を支援すべきじゃないかということも多くの人たちから言われております。

前置きが長くなりましたけれども、ということで、これは本当に、子供の貧困は切実ですから、今政府が小倉大臣を中心に検討されている異次元の少子化対策の中で、少なくとも検討課題としては、この児童扶養手当の増額や所得制限の緩和、検討課題には入っているんだと私は理解しているんですけども、小倉大臣、いかがでしょうか。

○小倉国務大臣 まず、山井先生に、子供の貧困対策、様々な子供にまつわる仕事をライフワークとして進められてこられたことに敬意を表し申し上げたいと思います。また、超党派の子どもの貧困議連、お招きをいただきまして、本当に子供たちの切実な声をお聞かせをいただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

お尋ねの件でございますが、今回、御指摘のように、子供、子育て政策の強化に関する支援を取りまとめて、先月末、発表させていただきました。特に、その中核となる加速化プランにおきましては、二〇三〇年までの六、七

年間で少子化傾向を反転させるため、まずは、今後三年間を集中取組期間として、優先的に取り組むものを整理をさせていただいております。

この加速化プランでは、まず、全ての子供の育ちを支える経済的支援の基盤を強化することとし、具体的には、児童手当の所得制限の撤廃、そしてまた、団体の要望にも入っておりますように、高校卒業までの延長、多子世帯への経済的負担を踏まえた手当額の拡充を行うとしたところでありまして、また、高等教育費の負担軽減、住宅支援の強化なども行うこととしております。こうした施策は、一人親家庭の経済的負担の軽減にも大きく資するものと考えております。

お尋ねの児童扶養手当の増額等の記載はございませんが、一人親家庭の自立支援として、一人親を雇い入れ、人材育成、賃上げに向けた取組を行う企業に対する支援や、資格取得を目指す一人親家庭に対する支援の充実を行うこととさせていただいております。

○山井分科員 ちょっと今の答弁、納得できないんですけども、はっきりお答えいただきたいんですけども、そうしたら、八兆円とか、そういう総額の報道も出ておりますけれども、今検討している政府の子育て支援策、少子化対策では、児童扶養手当の増額や所得制限の緩和、これは悲願ですよ、子どもの貧困対策法を作ってから十年間、児童扶養手当の拡充を超党派で私たち要望しておりますが、検討課題には入っていないんですか、入っているんですか。そこはイエスカノーかで明確に。

これは本当に、子供たちの人生にも関わりますし、私は、多くのシングルマザーの方々から、検討対象に入っているんだったら期待するし、入っていないんだったら考えられないし、検討すらないというのは当然、もう国に見捨てられたようなことだからあり得ないと思うんですけども、そこは大臣、申し訳ないんですけども、私、これをほかの委員会でも、審議官の方々にも二回質問して、今日あえて、この質問をするために、小倉大臣のこの分科会に来させてもらったんですけども、異次元の少子化対策、子育て予算倍増の検討課題として、児童扶養手当の増額、所得制限の緩和は検討対象に入っているのか、入っていないのか。二つに一つ、教えてください。

○小倉国務大臣 今回のたたき台は、加速プランとその後の将来目指すべき姿、二つに分かれております。

三年間の加速化プランにおきましては、全ての子供を対象とする経済的支援の基盤を強化をする観点から、児童手当を充実すること、一人親等の多様な支援ニーズに対しては、支援基盤の拡充や自立支援を拡充することを盛り込んだところであります。

そういう意味では、加速化プランには、先ほど申し上げたような、お尋ねの児童扶養手当の増額等の記載はございませんが、こういった加速化プランの実現をしっかり図ってまいりたいと考えております。

○山井分科員 私、ひっかかるのは、まずは全ての子供とおっしゃるけれども、私は、一番優先順位が高いのは、こういう貧困家庭のお子さん方だと思いますよ。まずはとおっしゃるのであれば、一番困っていて、残念ながら、去年は、そういう貧困家庭のお子さんが自殺をされた、そういう事例すら聞きました、生活に困って。

私は、こども家庭庁、そして小倉大臣には非常に期待をしております。その理由は、こども家庭庁ができることで、今までなかなか前に進まなかった子供の貧困対策を進めてくださるだろうと期待して、頑張ってもらいたいなど思っているわけでありまして。にもかかわらず、子供の貧困対策の一番の当事者の悲願であることを、当面は検討すらない、検討した結果どうなるのか、これはまあ様々な議論はこれからでしょう。でも、検討すらないというのは、一歩間違えば、こども家庭庁が、子供の貧困対策は全くやる気がない、後回しだというふうに見られかねないんです。

これは別に私が怒っているということじゃなくて、全国の貧困家庭のお子さんや保護者の方々、絶望されますよ。八兆円とも言われる予算を組みながら、貧困家庭の一番困っていることの議論すらないというのは、私はあり得ない話だと思うんですよ。あり得ないと思うんですよ。

逆に、小倉大臣、お聞かせください。これだけ巨額の何兆円という議論をしながら、一番貧困家庭のお子さんたちが困っている、一番切実な児童扶養手当の増額や対象拡大を排除して、そういう貧困家庭の子供の一番の悲願を検討対象からも排除するという、これは、こども家庭庁としては子供の貧困対策は関心ない、後回しにする、そういう決意表明ですか。

○小倉国務大臣 こども家庭庁として、低所得の子育て家庭の方々に対して重視をしていないということでは決

してございません。

こども家庭庁としても、低所得の子育て家庭への経済的支援、これは大変な重要な施策だと考えております。だからこそ、現下の物価高騰対策といたしまして、委員にも御紹介をいただきましたように、住民税非課税対象などの低所得世帯に一律三万円、子育て中の低所得世帯には子供一人につき更に五万円の給付を行うこととしておりますし、児童扶養手当につきましても、これまで、多子加算額の倍増ですとか全部支給の所得制限限度額の引上げ等、累次の改善を委員御承知のとおり実施してきたところでありますので、この児童扶養手当についても、引き続きしっかり、こども家庭庁として制度の運用を図ってまいりたいというふうに考えております。

○山井分科員 正直言って、私はちょっと理解ができません。これで、全国の貧困家庭の方々というのは理解や納得されるんでしょうかね。やらないならやらないで、子供の貧困対策はこども家庭庁はやらないとおっしゃった方がいいんじゃないんですか。そうしないと期待されますよ。

これは是非要望として私は申し上げたいんですけども、ちょっとこれは、今後も団体の方々から要望が来ると思いますので、是非今後検討対象にさせていただきたいですし、私は本当に、他党の子供貧困対策に取り組まれるすばらしい議員の方々と一緒に協力して、これは超党派でやっておりますので、余り政争の具になるのは好ましくないと考えておりますので。

例えば、今、こども家庭審議会の委員の名簿の中にあしなが育英会の奨学生の、大学生の方がメンバーに入るわけですね。これは、こども家庭審議会で議論したら、一〇〇%、児童扶養手当の増額や所得制限の緩和をしてくれという要望が出ますよ、この方に限らず。一〇〇%出ますよ。今までから要望されていますからね、低所得の子育てを支援する団体の方々は。

ということは、今後こういうこども家庭審議会で、今の私みたいに、一番切実な児童扶養手当の増額や所得制限の緩和を検討してくださいといっても、今のように、いや、当面は検討しませんと拒否するんですか。

○小倉国務大臣 このたたき台を策定をするに当たりまして、私を座長とする関係府省会議、何度も開催をさせていただきます。

そのヒアリング先の一人といたしまして、子供の貧困対策を熱心に取り組んでいらっしゃる方からお話を伺いました。その有識者からいただいた御意見の中で、背景に経済的な貧困があることが多く、世代間で連鎖をしており、連鎖を食い止めるためには強力な就労支援が必要になるとの御指摘もいただいております。したがって、今回、このたたき台の中で就労支援の強化ということを盛り込ませていただきましたし、また別な方は、やはり一人親の貧困に関しましては養育費の受領率が低いことがあるという御指摘もいただきました。だからこそ、養育費の取決めをしていただくための支援強化というのも今回たたき台に盛り込ませていただきました。

そういう意味では、決して有識者の声を聞かずにこの試案を作ったというわけではありませんで、しっかり取り組んでいらっしゃる方の意見を取り入れて試案を作ったということは御理解をいただきたいというふうに思います。

そしてまた、こども家庭審議会の議論がございました。このこども家庭審議会につきましても、これから策定をするこども大綱についての御審議をいただく場でございます。当然そこには、貧困対策に取り組んでいらっしゃる有識者や団体の方にもお入りをいただいて、大いに議論をしていただく予定でございますが、しかし、つい先日、こども家庭審議会が立ち上がったばかりでありますので、このこども家庭審議会、ないし、その下のこどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会での議論につきましても、私から予断を持ってその内容について言及することは差し控えていただきたいと思います。

○山井分科員 私は今まで、児童扶養手当の増額とか所得制限の緩和ができないのは、予算がないから、予算がないからと言われていたわけですよ、この十年間も。今回、やっと八兆円なり数兆円かけて予算をつけるという中で、それでもなおかつ、予算は何兆円もつけるにもかかわらず、その中に児童扶養手当の増額と所得制限の緩和を入れないということは、繰り返しになりますけれども、予算の問題じゃなくて、貧困、低所得家庭の、子育て家庭の経済的支援はやるべきじゃない、やる気がない、そういう確固とした信念があるんですか。なぜ、ここまで多くの団体が児童扶養手当の増額と所得制限の緩和を要望されているのに、ほかはほとんど入っているのに、これだけはあえて、少子化対策のたたき台、試案から排除、削除して、一番切実な低所得家庭の政策要望をなぜ排

除しているんですか。その理由を言ってください、除いた理由を。これ、自民党さんからも公明党さんからも要望は政府に上がっていますので。

○小倉国務大臣 今、山井先生、八兆円という具体的な数字を申し上げましたが、政府として、常に総理も申し上げているように、規模ありきではないということでありまして、記事にはいろいろな数字が躍っておりますけれども、予算の規模について政府としては確定的に申し上げたことはございませんで、まさに今議論を進めておりますことも未来戦略会議の中で、政策と予算と財源、これをセットにして決めていくというわけがございますので、たくさん予算があるのに入っていないという御指摘は当たらないのであろうというふうに思います。

そしてまた、なぜこれが入っていないのか、児童扶養手当が加速化プランに入っていないかという点についてでありますけれども、様々な方からいろいろな御要望をいただきました。これは、一人親世帯、子供の貧困の話だけではなくて、例えば障害児支援の皆様方ですとか、あるいはヤングケアラー、社会的養護、こういった方々からもたくさん御要望をいただきました。

できる限りそこに御要望については盛り込みましたけれども、その全てについて盛り込んだわけではございません。そういう意味では、一人親家庭の要望だけこの加速化プランに入っていないというわけではないということも御理解をいただきたいと思います。

その上で、まさに子育て家庭のニーズというのはその御家庭ごとにまちまちでございますので、だからこそ児童手当の拡充を含めた全ての子供を対象とする経済的支援、これをベースとして拡充するということを今回たたき台でお示しをしたということは、是非御理解をいただきたいと思います。

○山井分科員 今後これは議論をしていきたいと思いますが、一言申し上げますと、今の小倉大臣の答弁、言い訳というのは、私は、貧困家庭の子供さんたちや当事者の方々からは全く納得も理解もされないと思いますよ。

今日はここまでこの点はしますけれども、是非今後、これは別に私の個人的意見を言っているわけじゃないですからね。全国の貧困家庭のお子さんの声を今届けているわけなので、是非今後検討して、検討対象に入れていただきたいと思います。

そして、これについて、こども未来会議のメンバーにも、子供の貧困対策に取り組んでおられる有識者や団体の方が入っていないんですけれども、是非こども未来会議に、繰り返し申し上げますが、貧困家庭の子供さんのニーズというのは、一番困っておられるわけですから、こども未来会議のメンバーに、そういう子供の貧困対策に取り組んでおられる有識者、団体の方々を追加して入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○小倉国務大臣 こども未来戦略会議の運営等につきましては、これは内閣官房の所管になりますので、私からの答えは差し控えさせていただきますが、こども未来戦略会議の構成員につきましては、子ども・子育て会議の会長を務められた方や、こども政策の推進に係る有識者会議の座長など、子供、子育て政策について広い見識をお持ちの方、子育てや家族支援の現場の方、子育て当事者など、今後、同会議において必要な政策強化の内容、予算、財源について議論していただく上でふさわしい方に幅広く御参加をいただいているものと承知をいたしております。

いずれにいたしましても、子供の貧困については、このこども未来戦略会議だけではなくて、委員も御指摘をくださったように、新たに設置をいたしましたこども家庭審議会のこどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会におきまして、子育て当事者や家族支援の現場の方などの意見を丁寧に向いながら、こども家庭の策定に向けて、更にきめ細かい対応について議論を進めてまいりたいと思っております。

○山井分科員 次に少子化対策の財源について質問したいんですけれども、質問通告もしておりますが、経団連の十倉会長は、社会保険料上げは賃上げ効果を半減させる、増税による少子化対策の財源確保も検討すべきと発言されておられます。

については、異次元の少子化対策の財源確保のためには、増税、社会保険料の引上げのみならず増税も選択肢の一つとして検討されるのでしょうか。

○小倉国務大臣 加速化プランを実現するための財源につきましては、その政策の内容に応じて、各種の社会保険との関係、国と地方の役割、高等教育の支援の在り方など、様々に工夫をしながら、社会全体でどのように安定的に支えていくかを検討していく必要があると考えております。したがって、現時点において、特定の財源

を候補として想定しているものではありません。

今後、総理を議長とした今のこども未来戦略会議において、後藤大臣の会議運営の下、必要な政策強化の内容、予算、財源について、更に具体的な議論が進んでいくものと承知をいたしております。

○山井分科員 ということは、増税、増税も検討課題として、選択肢としては排除しないと理解してよろしいですか。

○小倉国務大臣 繰り返しになって恐縮でございますけれども、このこども未来戦略会議もまだ初めての会議を終えたばかりでございます。先ほど申し上げたように、現時点において、特定の財源を候補として想定しているものではございません。

○山井分科員 ということは、それに否定をされないということは、消費税増税も検討課題、選択肢からは排除されていないということでもよろしいですか、消費税増税も。

○小倉国務大臣 先ほども申し上げたように、現時点において、特定の財源を候補として想定しているものではなく、充実する政策の内容に応じて、様々な工夫を重ねながら、財源の在り方を考えていくことになろうかと思っておりますが、消費税について言及をいただきました。消費税についてお尋ねがございましたが、この消費税については、総理は、当面、触れることは考えていないと述べているものと承知をいたしております。

○山井分科員 当面ですからね、そのうちに触れるのかもしれないということで。

では、次の質問に参ります。

十八ページにありますように、エホバの証人に対して、加藤大臣も厚生労働大臣として非常に熱心に取り組んでいただきまして、室長さんたちもQアンドAを作って、非常に宗教的虐待に取り組んでいただきました。

そこで、十八ページの配付資料にもありますように、厚生労働省は、エホバの証人に対して、国が昨年末に出した宗教を理由とした虐待をめぐるガイドラインの内容、教団として児童虐待を容認していないこと、輸血拒否を強制しないこと、脱会した子供を親が養育すべきの四点を信者に周知することを要請しました。

教団側は対応を検討すると回答したということですが、その回答は来ましたでしょうか。

○小倉国務大臣 御指摘の宗教二世の方々に対する児童虐待への対応につきましては、私としてもかねてから重大な問題であると認識をしております。今年四月、今月ですね、厚労省からこども家庭庁に引き継がれてすぐに対応できますように、昨年末のQアンドAの発出も含め、こども家庭庁が発足を前もって、厚労省子ども家庭局より随時報告を求め、状況把握に努めてまいりました。

今回、エホバの証人の信者による児童虐待の問題に関しまして、二世当事者の方々や支援弁護団から子供に対する輸血拒否やむち打ちについての報告書が示されていることなどを受けて、児童虐待の予防にしっかりと取り組んでいく必要があると改めて強く認識しているところであります。

こうした中で、山井議員御紹介いただきましたように、先月三十一日の面会において、エホバの証人の法人関係者に対して注意喚起するとともに、幾つかの検討要請を行っております。面会の場において、先方から検討するとの明確な反応をいただいておりますので、こども家庭庁としては、まずその検討を待ちつつ、今後ともエホバの証人と必要なやり取りを重ねてまいりたいと考えております。

○山井分科員 是非また回答が来たら教えていただければと思います。

そして、それに関連して統一教会についても、今日の配付資料二十ページ、「どうして私を 教義のために利用したのか」、これも厚生労働省さん、河村課長を先頭に、大変熱心に半年間以上取り組んでいただいております。

そんな中で、私も被害者の方々には直接お目にかかったりしましたが、残念ながら、教義によって養子縁組にされて、後になってももちろんそのことに気づいて、何で自分だけ養子に出されたのか意味が分からないということで、皆さん非常に悩み苦しまれて、自殺未遂をされた方々も出てきておまして、これは養子あつせん法違反になるのではないかとということで、厚生労働省としても取り組んでいただいております。

このことについては本当にこれは看過できない問題だと思いますが、このことについても、加藤大臣から引き継いで、小倉大臣、是非この深刻な宗教的虐待に取り組んでいただきたいと思いますが、この統一教会の養子縁組あつせん法違反の疑いの問題について今後どう取り組んでいきますでしょうか。

○小倉国務大臣 どのような組織であっても、養子縁組あつせん法に規定する許可を受けずに、養子縁組あつせ

んである、養親希望者と児童との間を取り持って養子縁組の成立が円滑に行われるように第三者として世話をすることを反復継続的に行うのであれば、同法に反するものであります。

これまで、旧統一教会に対しましては、養子縁組の対象となった養子当事者の方々の声なども踏まえ、本事業について特に留意すべき点の解釈を具体的にお示しをした上で、児童の権利条約や関係法令を遵守をし、養子縁組あっせん事業に当たるような行為が行われないように徹底を求めるとともに、信者の方々等に向けた教会の出版物における適切な記載を求める等の行政指導を行ってまいりました。

厚労省から引き継ぎましたこども家庭庁といたしましても、養子縁組あっせん法に違反をするような状況は是正されるべきであると考えておりまして、引き続き関係機関とも連携し、できる限りの情報収集等を進めてまいります。

○山井分科員 先ほども申し上げましたように、私は、小倉大臣、そしてこども家庭庁に大変期待をしております。そしてそれは、国民の期待は、特に、子供全体のみならず、貧困家庭や虐待された子供を守ってくださるということで、非常に期待は大きいんですね。

ですから、加藤大臣も大変御尽力いただきましたけれども、それに加えて、こういう宗教的虐待というのは非常に深刻です。組織的に行われている疑いがある、やはりこのエホバの証人でも、実際、インターネット上では、自分はもう高校を卒業したら家出をしたい、逃げ出したい、助けてくれ、しかし、自分はもう避難する場所がない、助けてくれ、こういう声まで表に出ているわけなんですね。

今後、このエホバの証人や統一教会のような、宗教的虐待の組織的な疑いがある、こういうところに対して、どのような姿勢で小倉大臣としては取り組んでいかれますでしょうか。

○小倉国務大臣 先ほども申し上げたように、こども家庭庁はこどもまんなか社会の実現を目指しております。そういった中で、養子縁組あっせん法に違反をするような状況があればそれは直ちに是正されるべきと考えておりまして、そうした事案を受けて、引き続き関係機関とも連携をして、できる限りの情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

○山井分科員 ちょっと質問、戻りますけれども、私、こどもまんなかという言葉はいい言葉だと思う反面、本当にちょっとひっかかるんですね。さっきも言いましたように、こどもまんなかとおっしゃるのであれば、何で、低所得家庭の一番困っておられる子供たち、進学もできない、十分な勉強もできない、経済的に苦しんでいる、三食食べられないお子さんもおられるわけですよね。こどもまんなかとおっしゃるんでしたら、何で、その子供の真ん中から低所得家庭の子供だけ、児童扶養手当のことは検討しないといつて、こどもまんなかから低所得家庭のお子さんを除かれるんですか。

やはりそこには、こどもまんなかの理念のど真ん中に、一番親が、申し訳ないけれども、十分に守れないわけですよ、そういう低所得家庭のお子さんというのは。社会で守るべきだと考えるんですけれども。こどもまんなか社会をつくるという、こどもまんなかの、その子供のど真ん中には、小倉大臣としては、低所得家庭の貧困なお子さんというのは真ん中におられるんですか、端っこなんです、どこにおられるんですか。

○小倉国務大臣 私どもこども家庭庁は、誰一人取り残されない、支援からこぼれ落ちることのないようなこどもまんなか社会の実現を目指しておりますので、様々な状況に置かれている子供がいると思います、そういった子供に対して、それぞれきめ細かく支援をしていくのが我々こども家庭庁の使命だ、そう承知をいたしております。

○山井分科員 時間が来たので終わりますが、とにかく私はこども家庭庁と小倉大臣には大変期待をしておりますので、ちょっとしつこいようなんですけれども、児童扶養手当の所得制限の緩和と増額、是非是非検討して実現していただければと思います。

ありがとうございました。

○柿沢主査代理 これにて山井和則君の質疑は終了いたしました。